

公害防止条例と法律との関係に関するアンケートの結果

自治総研叢書30「公害防止条例の研究」⑥

	上乗せ基準表	公害年表	担当	1. 環境・公害規制分野で特徴ある条例について	2. 「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」の記載内容の誤り有無について	3. 条例の中核的な部分が法律に置き換わった等の事例の有無	4. 地域の実情により独自に制定した条例・要綱等について	5. 政令市等との協議のルールについて	6. その他
北海道	○	○	環境政策部環境局環境政策課	「北海道公害防止条例」: 大気、騒音、振動、悪臭、地盤沈下といった各種公害に関して総合的に規制 「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」(H20.10.14公布): 「循環型社会推進形成に向けた理念」と「規制の措置」を合わせて規定、「バイオマスの利活用の推進」について全国で初めて規定 「北海道自然環境等保全条例」: 第23条で自然環境保全法にはない、記念保護樹木(由緒・由来のある樹木で、郷土の記念樹木として保護する必要があるもの)を指定している。 「北海道環境影響評価条例」: 第2条第2項及び第3項で法律に規定していない事業を環境影響評価手続きの対象としている。	別添のとおり 大気関係は上乗せ基準なし 水質関係は赤字入力	該当なし 公害年表は別添のとおり	「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」平成元年10月23日条例第65号 「北海道自然環境等保全条例」昭和48年12月11日条例64号 http://www.reiki.pref.hokkaido.jp/cgi-bin/dlw_savvy/dlw_login.exe (第7類 環境生活 よりご参照ください)	特になし(必要に応じ、政令市等に内容を説明)	特になし
青森県	○	○	環境生活部環境政策課	大気、水質、騒音、振動については、公害防止条例として一本化しているが、他の自治体の条例でも見られることであり、特徴ある条例とまでは言えないと考えています。	別添とおり	別添のとおり	なし	協議のルール等定まったものはありません。その都度、必要により調整することになると考えています。	
岩手県	×	×	環境生活部環境保全課	「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」平成13年に、県民の健康や生活環境への被害を防止することを目的に全面改正し、焼却行為に関する規制(第52条～、掘出し・上乗せ)、土壌及び地下水汚染の防止に関する規制(第66条～、独自・上乗せ)、地球温暖化の対策に関する規制(第81条～、上乗せ)等新たな項目を盛り込んだ。 「環境影響評価条例」 環境影響評価法では、事業着手後に事業内容等の変更がないことを前提として規定していますが、本県の環境影響評価条例では当該変更がありうることを前提に規定しています。(第27条第2項、第28条等)	該当なし	「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」(使用済み自動車等の保管に関する規制) 条例制定過程状況の色づけに一部誤りがあるようので精査願います。	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(焼却行為に関する規制、投棄行為に関する規制、生活排水対策の推進、土壌及び地下水汚染の防止に関する規制、生活環境の保全上の支障の防止に関する規制、自動車の原動機停止に関する規制、地球温暖化の対策に関する規制、相互連携等に関する環境の保全の推進) 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 いわての水を守り育てる条例(一覧になし。平成20年12月12日条例第73号)	特にルールはありませんが、県が先んじて条例化することからご質問のような問題は生じておりません。	特にありません。
宮城県	×	×	環境生活部環境対策課	宮城県の公害防止条例では、大気、水質、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭による公害の防止に関して総合的に定めている。	(修正なし)	「スパイクタイヤ対策条例」(昭和60年宮城県条例第36条)は、平成2年のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の公布により、殆どその主体的役割を終えている。	「スパイクタイヤ対策条例」昭和60年12月25日 (http://www.pref.miyagi.jp/menu/320.htm 確認要)	定まったものはなし	
秋田県	○	×	生活環境文化部環境あきた創造課	各種公害に関する条例を一本化し総合的に規制している。また秋田県公害防止条例第37条において、屋外燃焼行為の禁止を規定している。この条文は、かつて秋の水田での稲わら焼き等の煙によるスモッグの発生で、著しい視界不良が生じたことから、制定したものである。	修正済みの表を添付します。	昭和44年制定の秋田県公害防止条例を昭和46年に廃止し、新しい条例を施行することとなった。		ルールは特になく、必要な都度協議している。	
山形県	×	×	文化環境部環境企画課環境保全室	県環境基本条例に基づく基本的施策を具体的に推進することを目的として、公害の防止に止まらず、環境への負荷の低減に係る措置について規定している。 法令にない独自の規制として、①屋外での物の焼却に関する規制、②地下水及び土壌の汚染の防止に係る規制、③廃自動車等の保管に関する規制等を行っている。	修正事項はありません。	特にありません。	特にありません。	特に取り決めはありません。	特にありません。
福島県	×	×							
茨城県	○	○	生活環境部環境対策課	「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で公害関係の規制を纏めている。 「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」第9条に水質の保全に関する目標の策定をさだめている。 「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」第11条、第11条の3で窒素、リンの規制を行っている。	資料2、3参照要	「茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例」を平成17年10月27日に制定したが、大気汚染防止法に関連条項が追加となったことから、平成18年11月17日に当該条例を廃止した(条文はHPを参照願います)	「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」平成19年10月1日施行(条文はHP参照願います)	個別に対応する	特になし
栃木県	○	×	環境森林部環境保全課大気汚染担当	栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第4条、第5条において、法令にない施設(掘出し施設)の規制を行っている。 また、栃木県生活環境の保全等に関する条例第15条(屋外燃焼行為の制限)、第20条(特定有害物質管理基準の遵守義務)、第21条(地下浸透の制限)、第41条(地底化学物質等の管理に関する計画の作成等)、第52条(地球温暖化対策計画の作成等)等で法令にない独自の規制を行っている。	大防法上乗せ基準の表の備考欄に「鹿嶋市及び神栖市の全域」とあるが、栃木県では地域規制をしておらず、また、当該地名はないため、消線処理した。(茨城県の間違いいではないか) 水濁法上乗せ基準(生活環境項目)のうち、BODの日間平均値が20～99となっているが、20～90の誤りである。消線処理後、赤字訂正した。 なお、生活環境項目については、上乗せ基準の場合、排出水量が30m ³ (畜房にあつては15m ³)以上の特定事業場に適用することとする(ただし、pHは排出水量のいかんを問わず適用する)		「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」(H10.12.25) http://pref.tochigo.lg.jp/eco/kankyou/hozen/jorei_index.html		
群馬県	○	○	環境保全課	特にありません	別添ファイルのとおり	特にありません。「都道府県条例制定過程状況」は分かる範囲での修正です。	特にありません。	特にルールは決まっておらず、適宜、協議しています。	特にありません。
埼玉県	○	○	環境部環境政策課	埼玉県環境影響評価条例第28条において、法律にはない「事後調査」手続きを置いている	別添のとおり	該当無し	該当なし	埼玉県環境影響評価条例第37号市町村において県条例以上の評価等が行われる場合は市町村の条例による。	
千葉県	○	○	環境生活部環境政策課	「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」で、不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成することを禁止している	別表を修正	条例の中核的な部分ではないが、炭化水素系物質に係る事業者の責務について、国に先んじて定めていたが、大気汚染防止法の改正により、法律に準ずる表記に条例を改めた事例がある。(平成19年7月) 別表「公害年表」を修正	「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」平成19年7月10日HP掲載	過去の移行時には、県と市の調整組織として、中核市移行準備連絡協議会を総務部が設置し、下部組織の保健助設置準備部会で、移譲事務の調整を行ったことがある。	特になし

公害防止条例と法律との関係に関するアンケートの結果

自治総研叢書30「公害防止条例の研究」⑥

	上乗せ基準表	公害年表	担当	1. 環境・公害規制分野で特徴ある条例について	2. 「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」の記載内容の誤り有無について	3. 条例の中核的な部分が法律に置き換わった等の事例の有無	4. 地域の実情により独自に制定した条例・要綱等について	5. 政令市等との協議のルールについて	6. その他
東京都	○	○	環境局環境政策部総務課文書係	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 大規模事業所からの温室効果ガスの削減を図るため、総量削減義務と排出量取引制度を実施している。 条例の基準を満たさないディーゼル車の都内運行規制を実施している。 工場から発生する典型7公害について、一括して規制する工場認可制度を実施している。 「東京における自然の保護と回復に関する条例」 屋上緑化等を義務付ける緑化計画書制度を実施している 自然地の開発に当たり許可制度を実施している。 「東京都環境影響評価条例」 事業段階に加え、計画段階の環境影響評価制度を実施している。 産業廃棄物の排出事業者・処理業者の報告・公表制度を実施している。	別添ファイルに赤字で加除修正	過去の改正状況は不明	1のとおり	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例は、第151条で、区市町村が条例で都の条例と同等以上の措置を規定した場合は、都の条例を適用しない旨規定している。東京における自然の保護と回復に関する条例も、第57条で、区市町村が条例で定める緑化の基準が都の条例と同等以上である場合は、都の条例の緑化計画書の規定は適用しない。	
神奈川県	○	×	環境農政局環境部大気水質課	公害発生の蓋然性が高い事業所に対して、事業所の設置や設備の変更の際に許可申請を求め事業所における事業活動を総合的に審査し許可を行う事業所総合審査許可制度を導入している。	別添のとおり	該当なし	該当なし	一定のルールは決まっていないが、政令指定都市である横浜市及び川崎市については、市が独自条例を持っており、県では「同等以上の効果が認められる」条項については、告示で適用を除外している。また、中核市等に対しても「事務処理条例の特例に関する条例」に基づき権限を大幅に移譲しているため、改正の際には、検討の初期段階から会議を開催し、情報提供に努めている。	
新潟県	×	○	県民生活・環境部環境対策課	吹付けアスベスト等使用建築物の管理からアスベスト廃棄物の処分まで条例で一貫した規制を規定（新潟県アスベストの排出及び批判の防止等に関する条例）	修正なし	悪臭防止法で臭気指数規制が導入された平成7年以前から、県公害防止条例において臭気濃度による規制を行っていた。大気汚染防止等でアスベストに関する建築物の除去等に関する規制の規模要件が撤廃される前から、県のアスベスト条例で規制されていた。	新潟県トリクロロエチレン等環境汚染防止対策要綱（平成2年8月10日） HPIに掲載済み、 http://pref.niigata.lg.jp/kankyo/1204737366767.html		
富山県	×	○	環境保全課	地下水に特化した条例（地下水の採取に関する条例）を制定	別表のとおり	別表のとおり	なし	特になし	特になし
石川県	○	○	環境部環境政策課	各種公害、環境保全に関する条例を一本化し、総合的な規制条例としている		特に事例はありません	特にありません	特にルールはなく、その都度、中核市と協議している。また、県部長が中核市の環境審議会に中核市長が県の環境市議会委員に就任している。	
福井県	○	○	安全環境部環境政策課環境管理審査室	各種公害に関する条例を一本化し、公害防止条例として総合的に規制している。（燃料使用量・排水量の大きな工場等、ばい煙・水質・炭化水素・悪臭に係る特定施設、深夜騒音等に関する規制、日常生活・事業活動における公害防止の配慮等） 福井県公害防止条例において、炭化水素について、法令にない独自の規制を行っている。 アスベストによる健康被害の防止に関する条例により、アスベストに特化した法令にない独自の規制を行っている。	「水質・生活環境項目」のワークシートの福井県の行、生物化学的酸素要求量・化学的酸素要求量・浮遊物質量の欄中、「○」を数字に修正	H17.10.11: 福祉県アスベストによる健康被害の防止に関する条例公布（アスベスト吹付け材等使用建築物に関し、大気汚染防止法の規制対象（耐火・準耐火建築物で延べ面積500㎡、吹付けアスベスト面積50㎡以上）とならない解体、改造、補修について、届出、作業基準遵守、立入検査等の規制を実施。） H17.12.21: 改正大気汚染防止法公布（上記面積要件を撤廃） H18.3.1: 改正大気汚染防止法施行 H18.3.24: 改正アスベスト条例公布、施行（改正大気汚染防止法を受け、上記規制を撤廃） 別表「公害年病については、一部修正。	福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成7年10月11日） http://pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/asb-regl.html 湖沼の富栄養化防止に関する工場、事業場排水指導要綱（平成2年4月1日） http://www.erc.pref.fukui.jp/sogo.d044/1990/03.html	特になし（条例（改正条例を含む。）制定の際、事前協議を行うとともに、必要に応じ、公文による意見照会を行っている。）	特になし
山梨県	○	×	森林環境部大気水質保全課	「山梨県生活環境の保全に関する条例」により、従来の産業型公害規制に加え、日常生活及び事業活動に伴う環境への付加等について規定を行っている。独自の規制として同条例第51条においてサーチライト等の使用を禁止しています。 「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」（S63.12.22公布、H1.4.1施行）により、富士五湖を航行する船舶の騒音を規制しています。	水濁法の上乗せ基準についてファイルに書きしました。	該当ありません	参考までに、 http://pref.yamanashi.jp/sinkan-som/60303366003.html の「環境関係法律・条例体系リンク」に本県の環境関係条例が体系化され掲載されており、そこから各条例を閲覧できます。	本県は、特例市が1市あるのみであり、協議のルールはないが個別に調整を行っています。	
長野県	×	×	環境政策課	特になし	水質・生活環境項目のうち、亜鉛含量（誤3～5→正2～5）	変更なし	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年3月24日公布） http://www.pref.nagano.jp/kankyo/haiki/jourei/joureitop.htm	特に決まっていない	特になし

公害防止条例と法律との関係に関するアンケートの結果

自治総研叢書30「公害防止条例の研究」⑥

	上乗せ基準表	公害年表	担当	1. 環境・公害規制分野で特徴ある条例について	2. 「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」の記載内容の誤り有無について	3. 条例の中核的な部分が法律に置き換わった等の事例の有無	4. 地域の実情により独自に制定した条例・要綱等について	5. 政令市等との協議のルールについて	6. その他
岐阜県	×	×	特になし	誤りナシ	岐阜県アスベストの排出及び批判の防止に関する条例において、大気汚染防止法に先がけて、すべてのアスベスト除去作業について届出を出すようにしていたが、法改正に伴い、当該部分の条項を削除した。 岐阜県土採取規制条例は、土の採取に伴う土砂の流出、林地の崩壊等による災害の防止を目的としているため、公害年表から削除してください。 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(H18.10.12公布、H19.4.1施行)及び岐阜県地球温暖化防止基本条例(H21.3.30公布、H21.4.1施行)を公害年表に追加してください。	特になし	特になし		
静岡県	○	×	県民部環境局生活環境室	該当なし	別添の「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」ファイルのうち、「水質・有害物質」シート及び「水質・生活環境項目」シートを修正しました(修正部分:赤色セル)	「静岡県生活環境の保全等に関する条例」の平成19年度改正が記載されていません。大気汚染防止法で「特定粉じん排出等作業」の届出に係る面積要件が廃止されたため、平成19年度に上記条例の特定粉じんに係る条項を削除しました。 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が施行されたため、平成15年度に上記条例のオゾン層破壊物質に係る条項を削除しました。 昭和47年に水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例を定めていますが、平成18年度に水濁法の垂鉛の排水基準が見直されたことを受けて改正を行いました。	特になし	必要に応じて協議等を行います が、事前にルール等は定めておりません。	
愛知県	×	×	環境部環境政策課	「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制を行っている。	水濁法第3条第3項に基づく上乗せ基準について 愛知県:浮遊物質“60～200(20～150)”⇒“30～300(20～250)”へ修正。 愛知県:ノルマヘキサン排出物質含有量“2～5”⇒“1～5”へ修正	愛知県環境影響評価条例⇒平成19(2007)“改正”を削除	・水環境関係 小規模事業場等排水対策指導要領(昭和56年2月3日制定) あいちの環境 (http://www.pref.aichi.jp/kankyou/mizu-ka/index.html) ・廃棄物関係 愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱(平成3年4月策定、平成16年2月改正) http://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/yokou/index.html ・再生資源の適正な活用に関する要綱 制定:平成20年4月25日 施行:平成20年7月1日 http://www.pref.aichi.jp/0000014526.html	(アセス関係) ・「愛知県環境影響評価条例」において、市町村との関係について、別添のとおり規定をしている。 (廃棄物関係) 制定に当たっての協議のルールは特に決まっていない。 制定の際には、政令市等への照会をかけた。担当者会議等で検討を行う等の対応を個別に行っている。 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の制定の際には、政令市等と上記の対応による調整を行った。 なお、政令市等のうち、名古屋市については同時期に市条例の制定を検討していたため、条例内容の相違点等についてより緊密に調整を行った。 (参照) ・産業廃棄物適正処理指導要綱の平成10年の改正の際には、東海北陸地区担当会議及び四県四市産業廃棄物担当者会議において、政令市等と調整を行った。 ・再生資源の適正な活用に関する要綱の制定の際には、政令市との協議の結果、政令市所管分の届出についても、県で受付をすることとなった。 なお、届出があった際には、当該事業者に関する意見を政令市に求めている。	

公害防止条例と法律との関係に関するアンケートの結果

自治総研叢書30「公害防止条例の研究」⑥

	上乗せ 基準表	公害 年表	担当	1. 環境・公害規制分野で特徴ある条例について	2. 「大防法・水濁法に基づく 上乗せ基準」の記載内容の 誤り有無について	3. 条例の中核的な部分が法律に置き換わった 等の事例の有無	4. 地域の実情により独自に制定した条例・ 要綱等について	5. 政令市等との協議のルールに ついて	6. その他
三重県	○	○	環境森林総務室・地球温暖化対策室	・各種公害に関する条例を一本化し、総合的に規制している。 従来の公害防止条例では、工場・事業場に対する規制が中心であったが、平成13年にこの条例を「三重県生活環境の保全に関する条例」として全面改正した。この条例では、従来の規制手法を継続しつつ、自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減や、生活排水対策といった日常生活における県民等の責務、地球環境問題としてのフロンガスの排出抑制といった新たな課題に対する規定を追加している。 ・昭和54年、従来の公害防止条例で三重県独自の窒素酸化物総量規制について規定し、改正後の「三重県生活環境の保全に関する条例」でも同規定を引き継いでいる。	別添のとおり(資料1)	・公害年表を一部修正 ①大気：昭和46年、改正後の「三重県公害防止条例」では硫酸化物の総量規制を規定していたが、大気汚染防止法に硫酸化物の総量規制が導入されたことに伴い、昭和50年に規定を改正した。 ②水質：昭和49年10月1日に、三重県公害防止条例の一部を改正し、四日市港域におけるCODの総量規制を実施した。これは四日市港域の水質汚濁が改善の傾向にあるものの依然として環境基準の達成率が十分とはいえないことから、排水量400t/日以上以上の工場のCOD負荷量を規制するもので、基準適用の52年10月には四日市港のCOD負荷量を半減させることを目標とした。昭和53年6月水質汚濁防止法の一部改正により伊勢湾全域に総量規制制度が導入されたことに伴い、新增設については55年7月から、既設については56年5月から法による総量規制を行った。		政令市等は県内に一市のみであり、調整等を要する場合は個別に対応している。	
滋賀県	○	○	琵琶湖環境部琵琶湖再生課流域環境管理担当	・滋賀県公害防止条例：有害物質等使用工場の許可、工場・事業場に対する水質・大気の規制に加え、地下水御膳の未然防止と早期発見と拡大防止および土壌・地下水汚染の改善を図るための規制を行っている。 ・その他滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例や滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例などがあります。 (HP例規集参照： http://www.pref.shiga.jp/jourei/reisys/)	別添資料4のとおり	別添「公害年表」のとおり	滋賀県の環境施策体系図を参照ください(別添資料) なお、各条例の内容については、下記URLで確認願います。 (HP例規集参照： http://www.pref.shiga.jp/jourei/reisys/)	ルールは特にありません	特になし。
京都府	○	×	文化環境部環境管理課大気担当	環境を守り育てる条例は、旧公害防止条例と旧自然環境の保全に関する条例を統合したものです。 またISO14001の制定前の平成7年に、全国に先駆け第5節に「事業者の自主的な環境管理の推進」を設け、環境管理の推進をうたっている。また、平成7年の時点で3つの指針の制定を規定している。(化学物質管理、揮発性有機化合物、環境管理)	上乗せ条例の制定年月日(昭和50年10月⇒昭和46年12月)、訂正をお願いします	法律対象施設の追加等は、条例であらかじめ想定し、除外規定を設けているため改正等は必要ない。条例本体は、昭和54年に旧公害防止条例の大幅な改正を平成7年に環境を守り育てる条例を制定、旧公害防止条例を廃止している。 公害年表について 昭和9年の記載について、確認できない。 昭和46年3月の公害防止条例の制定は、25日ではなく31日ですので訂正願います。なお、廃止された公害防止条例については、別添PDFのとおり。	ホームページの参照願います。 http://www.pref.kyoto.jp/103.html また、京都府には全国初の「電気自動車等の普及の促進に関する条例」や「土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」「産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」「不眠の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例」があるので、追加願います。	特に決まったルールはなく、適宜調整を実施しています。	
大阪府	×	○	環境農林水産部環境管理室環境保全課	・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」 地盤環境の保全に関する規制等について、条例第81条の4～第81条の6において、法令にはない報告(土地の履歴調査、有害物質使用工場敷地等での土壌調査等)を課している。 化学物質の適正な管理について、同条例第81条の24～第81条の26において、法令にはない届出(化学物質の取扱量、管理計画、管理目標等)を課している。 騒音・振動に関する規制について、同条例第96条(拡声機の使用の制限)、第97条(深夜における音響機器の使用の制限)、第98条(深夜における営業等の制限)において、法令にない独自の規制を行っている。また、同条例第82条及び第83条において、施設や特定建設作業、規制地域の横出し、上乗せを行っている。さらに、第85条において、あらゆる事業場に対して規制基準の遵守を課している。 ・環境影響評価条例 独自の対象事業を定め環境アセスメントに係る手続を定めている。	なし	平成21年4月の土壌汚染対策法の改正に伴い、平成22年3月に大阪府生活環境の保全等に関する条例(第5章 地盤環境の保全に関する規制等)を改正し、改正法との整合を図った。 掲載HP： http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/jiban/dojou.html	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府化学物質管理制度 ・制定年月日：平成19年3月16日 ・掲載HP： http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html	市町村条例の制定・改正に関し、協議のルールは特に定めていない	特になし。
兵庫県	○	○	農政環境部環境創造局環境政策課	『環境の保全と創造に関する条例』は、公害防止条例、自然環境保全条例、全県全土公園化の推進に関する条例を一本化し、さらに都市・生活型公害、地球環境問題、自然とのふれあいや心のやすらぎ環境へのニーズの高まり等の環境政策の課題に係る実行ある具体的な施策を盛り込んだ環境政策の基本となる条例であり、県民・事業者・行政を問わず全ての行動主体の参画と協働のもとに、日常の生活や事業活動を環境に配慮したものに改め、自然と共生し、持続的発展が可能な環境適合型社会の形成を目指す。この条例の特色ある規定として、全国に先駆けて、駐停車時のアイドリングの罰則による規制を含む実行ある自動車公害対策等が盛り込まれている。	添付ファイルのとおり修正	事例なし 「公害年表」を添付ファイルのとおり修正	該当なし	個々のケースで必要に応じて事前に協議し調整	特になし
奈良県	×	×	景観・環境局環境政策課	歴史的風土保存地域や風到地区内に設置される特定施設等、法令にない独自の規制を行っている	特に修正事項はありません。	特にありません。	特にありません。		
和歌山県	×	×	環境生活総務課	大気・水質関係を一本化した和歌山県公害防止条例により特定施設の横出し、裾下げの規制を、水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例により上乗せの規制を、それぞれ行っている。	水質に係る条例名の欄「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」とあるのを「水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準を定める条例」に、同条例最終改正の欄「平成14年3月」とあるのを「平成19年7月」に、それぞれ訂正をお願いします。	公害年表について ①和歌山県公害防止条例の平成17年、平成18年、平成19年の各年の欄、空欄であるのを「改正」に訂正をお願いします。 ②和歌山県環境影響評価条例の平成12年欄、「1」とあるのを「1、改正」に訂正をお願いします。	地域の実情により独自に制定した条例はありません。	政令市等との調整、協議を行う際のルールは決まっておりません。	特にありません。

公害防止条例と法律との関係に関するアンケートの結果

自治総研叢書30「公害防止条例の研究」⑥

	上乗せ基準表	公害年表	担当	1. 環境・公害規制分野で特徴ある条例について	2. 「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」の記載内容の誤り有無について	3. 条例の中核的な部分が法律に置き換わった等の事例の有無	4. 地域の実情により独自に制定した条例・要綱等について	5. 政令市等との協議のルールについて	6. その他
鳥取県	○	×	生活環境部水・大気環境課	鳥取県石綿健康被害防止条例において、大気汚染防止法で作業届の提出が必要ない石綿形成版及び石綿セメント管についても届出を義務付ける等の規制を行っています。	「大気汚染防止法・水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準」の「水質・生活環境項目」のシート内の湖山行け水域に関するCODの数値について、修正をお願いします。(詳細は別紙とおり)	公害年表の下記のとおり修正をお願いします。 ・鳥取県環境美化の促進に関する条例→廃止年月日の削除 ・鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例→廃止年月日を平成21年6月1日に修正。 ・鳥取県環境影響評価条例→平成21年12月31日以降も継続する予定	ありません。	県条例と市町村等の条例の調整を行ったという事例はありません。また協議のやり方について定めたものもありません。	ありません。
島根県	○	○	環境生活部環境政策課	なし	別添ファイルのとおりとおり(一部修正あり)	変更なし	なし 本県条例の条例等は、ホームページにおいて公開しております。 http://reiki.pref.shimane.lg.jp/reiki/reiki.html	本県に該当なし	
岡山県	○	×	生活環境部環境管理課	・公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年12月21日、岡山県条例第76号)により、規制を行っている。 ・美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現するために、落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置、光害の防止について定めた「岡山県快適な環境の確保に関する条例」(平成13年12月21日、岡山県条例第74号)により、独自の規制を行っている。 ・児島湖流域の良好な環境を維持し、回復し、及び創造することを目的とした「岡山県児島湖環境保全条例」により、生活排水対策や工場・事業場の排水対策等の水質保全、水辺環境の整備、普及開発等の総合的な環境保全を維持している。	別添のとおり	・平成20年に「岡山県環境影響評価等に関する条例」について一部改正(空港法の引用)、同年「岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則」について一部改正(緑資源機構の廃止及び森林法の引用)、平成21年にこう施行規則について一部改正(対象に風力発電所を追加)	「岡山県快適な環境の確保に関する条例」(平成13年12月21日、岡山県条例第74号)(岡山県HP「岡山県規全集」へ掲載)	「岡山県快適な環境の確保に関する条例」第25条により、原則として市町村条例に優先することとしている。	条例の詳細については、岡山県のHPをご覧ください
広島県	○	×	環境県民局環境部環境保全課	・「生活環境の保全等に関する条例」第40条～43条 土地の改変時における改変者の義務等 第76条 化学物質の適正管理及び第77条 化学物質自主管理計画書の作成等 第71条 低公害者の購入・使用の努力規定として自動車使用者等の責務を規定 第72・73条 自動車等の駐車時における原動機の停止・アイドリングストップの実施 第74条 自動車使用合理化計画書の作成・公表等の義務化 第99条～101条 温室効果ガスの排出抑制及び温室効果ガス削減計画書の作成等	別添修正表のとおり	平成15年10月7日、広島県公害防止条例を全部改正し、広島県生活環境の保全等に関する条例を公布した。 従来の規制措置に加え、土地改変時における改変者の義務、化学物質も適正管理、自動車排出ガス等の削減、地球温暖化の防止などを追加し、より現状に即した内容に全面改正した。水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例については、別添資料1のとおり	該当なし	政令市等から意見を聴取し、調整を図ったが、協議のルールについては、特に定めはない。	特になし。
山口県	○	×	環境生活部環境政策課大気・化学物質環境班、水環境班	山口県公害防止条例の特徴 特定の地域において一定規模以上の工場又は事業場を指定工場としてとらえその新増設については許可制としている(山口県公害防止条例第22条第1項)	大気関係:該当無し 水関係:資料1「上乗せ条例の制定状況」及び資料4「水濁法に基づく上乗せ基準(生活環境項目)」を別添のとおり修正してください(最終改正年月及び基準値の修正)	該当なし	該当無し	該当無し	特になし
徳島県	×	○	環境首都課	・「徳島県生活環境保全条例」: 第5節に「土砂等の埋立て等に関する環境保全」の条項を制定し、土砂等の埋立て等に必要規制を行うことにより、不適切な土砂等の埋立て等に伴う土壌汚染及び水質の汚濁並びに土砂等の崩落等による災害の発生を防止を図り県民の安全を確保している。 ・「徳島県環境影響評価条例」: 法と比べアセス対象事業の拡大(県道、市町村道、工場・事業場、レクリエーション施設、畜産用地、下水道終末処理施設など)及びアセス対象規模について、法と同じく第1種事業及び第2種事業を定めると共に法に比べ小規模のものまで対象としている。(第1種事業:法対象事業の75%、第2種事業:50%)	添付ファイル「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」を赤字で修正	徳島県公害防止条例を昭和46年に大幅改正することとなった。 添付ファイル「公害年表」を赤字で修正	徳島県生活環境保全条例(平成17年3月30日)第7節に指定化学物質の適正な管理について規定。		
香川県	○	×	環境森林部環境管理課	「香川県生活環境の保全に関する条例」で、各種公害を総合的に規制している。	添付の「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」ファイルを上書きしている。	該当はありません。 また、「公害年表」の修正はありません。	「香川県生活環境の保全に関する条例」において、航空機による商業宣伝に関する規制、投光器の使用の禁止を規定した。(平成20年3月25日改正、平成21年4月1日施行) ※条例はホームページの「香川の環境」に掲載。	条例改正時において、中核市(高山市)と事務委任協議を行っている。	
愛媛県	○	×	環境政策課	愛媛公害防止条例	別紙のとおり	別添愛媛県公害防止条例を参照してください。	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の御膳及び災害の発生に関する条例	特に協議ルールは、決まっていない	特になし
高知県	○	○	林業振興・環境部環境対策課	特になし			特になし	特になし	
福岡県	○	×	環境部環境保全課	福岡県における環境・公害規制分野で特徴ある条例は「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下、「本条例」という)である。本条例には二つの特徴がある。まず本条例は①工場等に対する公害規制だけでなく、②生活環境の保全をも規定している点に第一の特徴がある。 つぎに、①について、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法の対象にならない施設への規制をしている点に特徴がある(横出し条例)。	水質の規制について誤りがあるので、電子データを添付する。	本条例の前身である福岡県公害防止条例(昭和30年制定)は公害対策基本法(昭和42年)の成立をはじめとする法制度の抜本的な強化・拡充の時期と相まって昭和45年には公害防止条例の全部改正を行っている	ゴミ散乱防止散乱条例福岡県のホームページに掲載している。 http://www1.g-reiki.net/pref.fukuoka/reiki.html	本条例の制定時の記録を調べてみたところ、協議の明確なルールは確認できなかったが、政令市である福岡市・北九州市、当時特例市であった久留米市、保健所設置市である大牟田市の担当者を集めて説明会を開催している事実が確認できた。 なお、本条例の権限を移譲するにあたり、条例による事務処理の特例(地方自治法252条の17の2)に基づいて市町村長と協議している(同条4項)そのとき、政令市・中核市・保管所設置市と協議を行っている。	

公害防止条例と法律との関係に関するアンケートの結果

自治総研叢書30「公害防止条例の研究」⑥

	上乗せ 基準表	公害 年表	担当	1. 環境・公害規制分野で特徴ある条例について	2. 「大防法・水濁法に基づく 上乗せ基準」の記載内容の 誤り有無について	3. 条例の中核的な部分が法律に置き換わった 等の事例の有無	4. 地域の実情により独自に制定した条例・ 要綱等について	5. 政令市等との協議のルールに ついて	6. その他
佐賀県	○	×	循環型社会推進課	・法規制以外の各種公害に関する条例を一本化している(大気・水質等) ・佐賀県環境の保全と創造に関する条例において、法令に無い独自の規制を行っている(ばい煙・粉じん・騒音・水質・地下水揚水) ・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	地域等に細分化してしますので、下記アドレスをご覧ください。 Http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/20105711.html 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」を「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」へ訂正ください。	該当無し	特になし	条例なし	
長崎県	○	○	環境部環境政策課	長崎県公害防止条例、長崎県自然環境保全条例、長崎県環境美化の推進に関する条例を廃止統合し、新たに長崎県未来につながる環境を守り育てる条例を制定	別表「大防法・水濁法に基づく上乗せ基準」のとおり	長崎県公害防止条例を昭和46年に全部改正※別表「公害年表」を一部修正	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 平成20年3月25日制定 規制等内容 温室効果ガス排出削減計画書の作成・提出義務 ごみの投げ捨て等の規制 条例掲載アドレスhttp://www1.g-reiki.net/pref_nagasaki/reiki.html	特に定めは無い	
熊本県	×	×	環境生活部環境課	「熊本県地下水保全条例」では地下水の水量と水質の保全の観点から一定の規制を行っている。水量の観点からは、指定地域における揚水機の吐出口の断面積6cmを超えるものの届出、採取量の知事への報告、水量測定器の設置、採取及び使用に関する知事の勧告等について規定している。水質の観点からは、水質汚濁防止法では対象とならない事業場も規制対象とし、排水だけでなく井戸水にも自主検査義務を課す等について規定している。 熊本県生活環境の保全等に関する条例では、法令の対象とならない施設や小規模な施設を対象とするなど規制対象範囲を拡大している。	(都道府県における上乗せ基準を定める条例の制定状況) (誤)水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (正)水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例 (誤)最終改正 平成17年3月 (正)最終改正 平成17年7月	名称 (誤)地下水条例 (正)熊本県地下水保全条例 (誤)H12. 6. 21 (正)H13. 1. 1	「熊本県生活環境の保全等に関する条例」において、光害に関する項目を追加。平成16年3月8日公布、同年10月1日施行。県ホームページ内「熊本県例規集」に掲載。	特に決めていない。	今後の条例改正にあたっての参考としたいので、今回アンケートの集計結果、研究プロジェクトや研究の成果について情報提供いただけると幸いです。
大分県	×	×	環境保全課	①大分県生活環境の保全等に関する条例第2条第8号において、「特定工場等」を規定しています。特定工場等から排出されるばい煙や排水については、条例第5条で定める総量規制基準が適用されます。 ②条例第5条第1項第2号において、炭化水素系物質の排出基準及び炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準が定められています。 ③大分県生活環境の保全等に関する条例第51条及び52条において、自動車のアイドリングストップに関する規制を定めています。	特にありません。	①平成18年に「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」が成立したことに伴い、大分県生活環境の保全等に関する条例第26条から第32条(土砂等の埋立てに関する事項)を削除しました。 ②平成28年に大気汚染防止法が改正され、石綿に係る規制が強化されたことに伴って、大分県生活環境の保全等に関する条例の該当部分を削除しました。	特にありません(※大気汚染により人の健康に被害が生じた場合や、水質汚濁により漁業被害が生じた場合に、被害額の補填を行うために、「大分県公害被害救済措置条例」を昭和48年12月25日に制定しています。条例の詳細は別紙のとおりです。)	特に協議のルールは決まっています。	特にありません。
宮崎県	×	×	環境森林部環境管理課	「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」(平成17年3月29日条例第20号)において法令にない独自の規制を行っている。 例)地下水及び土壌の汚染の防止に関する規制 上乗せ排水基準 特定施設の追加	「都道府県における上乗せ基準を定める条例の制定状況」の表中のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の最終改正欄が空欄であるが、「平成17年12月」である。	特になし	該当なし	特になし	なし
鹿児島県	×	○	環境部環境保全課	各種公害に関する条例を一本化し、総合的に規制している。(県公害防止条例)	特になし		鹿児島県ホームページ 条例・公法 鹿児島県例規集でデータベース 第7編 環境生活部 第7章 環境保全のWeb参照してください。	決まっていない。	
沖縄県	○	○	文化環境部環境保全課	県では、県民を取り巻く環境の変化を踏まえ、産業型公害の防止に加え、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会に変えていくための事業者及び県民の取り組みについて定めることが必要となってきたことから、沖縄県公害防止条例を全面改正し、平成20年12月26日に沖縄県生活環境保全条例(以下「条例」という。)を公布、去る10月1日より施行した。	添付ファイルを確認してください。(公害防止条例を全面改正し、生活環境保全条例を制定しました。)	添付ファイルを確認してください。(公害防止条例を全面改正し、生活環境保全条例を制定しました。)			
			企画部土地対策課	本県では、安全で良好な地域環境を確保するため、開発行為の許可基準その他開発の適正化に関し必要な事項を定め、県土の無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的として県土保全条例を制定している。		「公害年表」記載中、昭和58年改正と平成18年改正が抜けている。			